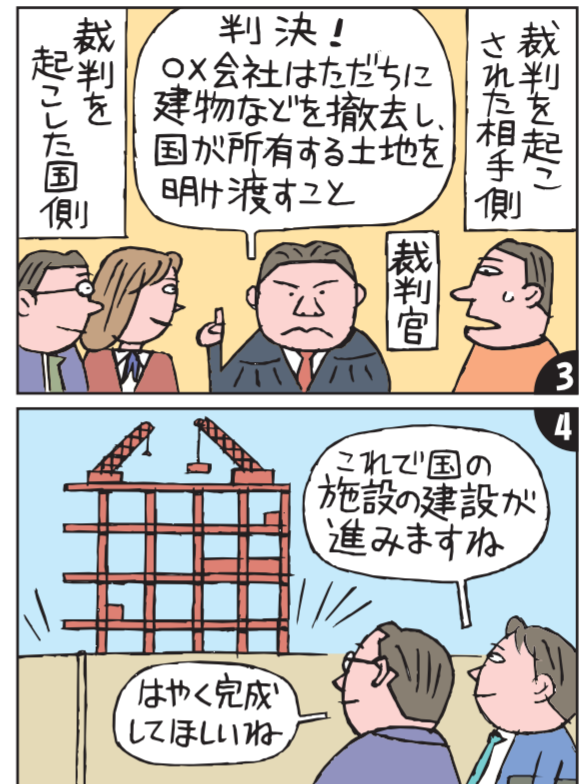


訟務って知ってますか？

訟務事務の内容を紹介いたします。

もし、皆さんがお持ちの土地を他人が勝手に使用し、立ち退きを求めも出ていかないとしたら、どうしますか。弁護士さんに依頼して、裁判などの法的な手段により問題を解決されるのではないのでしょうか。同じように、国有地が不法に占拠された場合は、訟務組織が、国側の弁護士のような立場で、裁判所に土地明渡しの判決を求めるなどの法的な手段を執り、紛争を解決します。

また、国に対して賠償を求める訴訟が起こされたり、国の行政機関が行った処分取消しを求める訴訟が起こされた場合には、訟務組織の職員が国側の弁護士の仕事をします。



Q 「訟務」とは何か？
A 訟務とは、国の利害に関係のある争いごとについて、国の立場から裁判所における主張・立証の活動などを行うことをいいます。このような仕事を訟務事務といいますが、争いごとには、民事に関する裁判と行政に関する裁判があります。

Q 訟務制度とは何か？
A 訟務とは、国の利害に関係のある争いごとについて、国の立場から裁判所における主張・立証の活動などを行うことをいいます。このような仕事を訟務事務といいますが、争いごとには、民事に関する裁判と行政に関する裁判があります。

Q 訟務事務を処理する職員はどのような人ですか？
A 「国の利害に関する専門的知識を有する者」を指します。訟務事務を担当する組織として、法務省の大臣官房訟務部門、法務省の地方官房訟務部門、法務省の地方官房訟務部門があります。

Q 判決の言渡しがされると、相手方は土地を明け渡さなければなりません。もし、相手方が拒否したらどうしますか？
A 判決の言渡しがされると、相手方は土地を明け渡さなければなりません。もし、相手方が拒否したら、強制執行を求めます。

架空請求に注意！

最近、悪質な業者が、「法務大臣の許可した債権回収会社」の名前や類似の名前をかたって、「債権譲渡を受けた」などとして架空の債権を請求するケースが多発しています。このような請求を受けたときの対処法を御紹介します。

身に覚えのないものは、支払う必要はありません。

支払わない場合には、「裁判になる」、「差押えを強制執行する」、「勤務先に集金に行く」、「出張旅費も合わせて請求する」、「信用情報機関のブラックリストに登録する」といった脅しのような文句があったとしても、慌てて支払ったりしないようにしましょう。

家族の債務であっても、保証人等になっていない限りあなたに請求することはできません。債務を負っていないとされている本人に確認して、不審に思った場合は取り合わないようにしましょう。

一切連絡しないようにしましょう。
それが債務を確認するための支払意思のためや支払いを伝えるものではないので、こちらから連絡をすることによって電

形式的に怪しいぞ！
目隠しシールのないハガキでの請求や督促電子消費者未納利用料金など何の請求書面も不明委託先の契約会社名が記載されていない、いきなり最終通告となる、連絡先として多数の電話番号を列挙している。

「電子消費者民法特例法」という法律はなく、これに基づいて法務省が認可して通達するという制度はありません。

すべて韓文です。
これまで請求や督促もなく、いきなり裁判にはなることはありません。裁判にもなっていないのに取下げたということにもなりません。

決して連絡しないようにしましょう！
法務省や法務省関係機関が認可している「特殊法人」「特別法人」はありません。法務大臣が許可している債権回収業者名は下の一覧表で確認してください。なお、社名をかたっていても、注意してください。

悪質な場合には、最寄りの警察署に相談しましょう。
そのためには、請求の書類等は念のため保管しておいた方がよいでしょう。

法務大臣が許可した債権回収会社でなければ、債権管理回収業者を営むことはできません。
法務大臣の許可した債権回収会社(サービサー)は左の一覧表のとおりです。詳しい情報は法務省のホームページで確認することができます。

特定金銭債権の管理及び回収を行う営業又は他人から譲り受け訴訟、調停、和解その他の手段によって特定金銭債権の管理及び回収を行う営業をいいます。
これらの営業は、債権管理回収業に関する特別措置法という法律により、平成十一年一月から、法務大臣の許可制度を実施することにより弁護士法の特例として債権回収会社(サービサー)が業として特定金銭債権の管理回収を行うことができるようにされた制度で、法務省の監督の下に営業が行われています。

電子消費者未納利用料金請求最終通達書
分類コード TR213302

この度ご連絡致しましたのは、貴殿のご利用された「電子消費者料金未納分」について、ご契約会社から委託を受け、当局が管財人となりましたので大変急がまわす連絡でございます。こちら「電子消費者民法特例法」上、法務省認可通達書となっており、連絡無きお客様にはやむを得ず裁判所からの書類通達後、指定裁判所へ出廷となります。また裁判所からの書類通達後は給付差押え及び、不動産物・不動産物差押えを強制執行させていただきます。ご希望の不動産物差押えを承諾して頂くようお願いします。ご承諾の旨を「執行証書の交付」を承諾して頂くことで承諾の時に、債権譲渡証明書を一通郵送させていただきますので、請求上ご返送ください。

尚、書面での通達となりますのでプライバシー保護の為、請求金額・御支払い方法は当局職員にご確認下さい。

以上を持ちまして最終通達とさせていただきます。

裁判取下げ最終期日 平成16年8月10日

入金課	03-0000-0000	相談課	03-0000-0000
管理課	03-0000-0000		03-0000-0000

法務省認可特殊法人 管財事務局
〒105-0012 東京都港区芝大門0-0-0
営業時間 平日 8:00 - 18:00 休業日 土・日・祝日

Q 例えは、国有地が不法に占拠された場合、どのようにして解決していくのですか？
A 不法占拠された国有地を所管する府省から事件の解決を依頼された法務省訟務部、地方官房訟務部門は、土地の明渡しを求め、訴訟を提起し、判決を求めます。

Q 裁判所が国の主張を認める判決をするとはどういうことですか？
A 判決の言渡しがされると、相手方は土地を明け渡さなければなりません。もし、相手方が拒否したら、強制執行を求めます。

裁判員制度 Q&A (第3回)

1 裁判員となった場合、法律を知らなくても大丈夫ですか？
裁判員の仕事に必要な「法律に関する知識」や「刑事裁判の手續」については、裁判員が丁寧に説明してくれますので心配ありません。また、裁判官と裁判員とが十分に話し合いながら、有罪か無罪か、有罪である場合にはどのような刑にするのかを決めるので、裁判員となる皆さんが法律に関する専門的な知識を持っている必要はありません。検察官や弁護士も、分かりやすい裁判が行われるよう努力します。

2 裁判員はどのようにして選ばれますか？
最初に、選挙人名簿をもとに裁判員候補者名簿を作成します。裁判員は、この候補者名簿の中から、1つの事件ごとに、裁判所における選任手續により選ばれます。詳しく説明すると、次のとおりです。

裁判員候補者名簿を作成します。
選挙権のある人の中から、翌年の裁判員候補者となる人を毎年くじで選び、裁判所ごとに裁判員候補者名簿を作ります。名簿に載った人には連絡がいきます。

事件ごとにくじで、裁判員候補者が選ばれます。
事件ごとに、名簿の中からくじでその事件の裁判員候補者を選びます。選ばれた人には、裁判所に来てもらう日時等をお知らせします。

裁判所で、候補者の中から裁判員を選ぶための手續が行われます。
裁判員長から、事件関係者ではないか、不公平な裁判をするおそれがないか、辞退希望がある場合はその理由などについて質問されます。事件関係者や不公平な裁判をするおそれがある人、辞退が認められた人などは候補者から除外されます。また、検察官や弁護士も、双方とも、法律で決められた人数の範囲内で候補者から除外されるべき人を指名することができ、指名された人は候補者から除外されます。

裁判員が選ばれます。
除外されなかった候補者から、裁判員が選ばれます。

Q これからの訟務に求められるものはどのようなことですか？
A 21世紀の社会は、透明なルールに基づく事後チェック救済型社会に移行するといわれており、このような社会においては、国に対する訴訟が増加すると予想されています。司法制度の発展を担う訟務としては、法的紛争を適正かつ迅速に解決し、法の支配を実現していくことが重要な使命となります。

INFORMATION インフォメーション
法務省発、ちょっと耳よりな情報です。

第45回「法の日」週間 (10月1日～7日)
「法の日」(毎年10月1日)は、法を尊重し、法によって基本的権利を擁護し、社会秩序を確立する精神の高揚を図ることを目的として、昭和35年に定められたものです。以来、法務省、最高裁判所及び日本弁護士連合会では、10月1日から1週間を「法の日」週間として、講演会、座談会、無料法律相談など各種の行事を実施しています。なお、この「法の日」である「10月1日」は、昭和3年10月1日に階層法が施行されたことに由来するものです。同じ国民が同法に参加する裁判員制度が本年9月に出来たことから、今後は、裁判員制度に関する行事も多くなると思われます。

公証週間(10月1日～7日)
10月1日から7日までの1週間は「公証週間」でもあります。公証制度普及のため、全国各地で各種行事や法律相談などの行事が行われます。

全国一斉「女性の人権ホットライン」開設 (10月1日～7日)
法務省及び全国人権擁護委員連合会では、「女性に対する暴力をなくす運動」の一環として、全国一斉の電話相談日を定めました。全国の法務省・地方官房訟務部に常設している専用相談電話「女性の人権ホットライン」を増設し、女性の権利擁護委員が女性からの人権相談に応じます。

平成16年度人権啓発フェスティバル(埼玉会場)開催
広く人権意識を普及・高揚するため、啓発資料展やシンポジウムに併せて、コンサート、啓発映画上映会、物産展等が総合的に開催されます。

日時:平成16年10月30日(土)、31日(日)
場所:大宮ソニックシティ ほか
主催:法務省、文部科学省、埼玉県、(財)人権教育啓発推進センター ほか
(詳細は(財)人権教育啓発推進センターのホームページへ<http://www.jinken.or.jp>を御覧ください。)

法務大臣が許可した債権回収会社 (H16.9.10現在)
債権管理回収制度の詳細や架空請求業者の情報は、法務省ホームページに掲載しています。

1:プレミア債権回収(株)	25:SMBCローン債権回収(株)	49:九州債権回収(株)	72:ミネルヴァ債権回収(株)
2:日本債権回収(株)	26:(株)沖縄債権回収サービス	50:ワークアウト債権回収(株)	73:岡山債権回収(株)
3:東京債権回収(株)	27:(株)シーエス債権管理回収(株)	51:イー・オール債権回収(株)	74:イー・オールエー債権回収(株)
5:三洋信販債権回収(株)	28:フロンティア債権回収(株)	52:パル債権回収(株)	75:(株)ジャスティス債権回収
6:みのり債権回収(株)	29:パシフィック債権回収(株)	53:システム債権管理回収機(株)	76:エス・エス・ジー債権回収(株)
7:ニッテ債権回収(株)	30:栄光債権回収(株)	54:三和債権回収(株)	77:都債権回収(株)
8:エムシーエス債権管理回収(株)	31:ミレニアム債権回収(株)	55:しまおか債権回収(株)	78:ふくおか債権回収(株)
9:(株)整理回収機構	32:(株)クリスタル債権回収	56:センチュリー債権回収(株)	79:茨友債権回収(株)
10:SMBCビジネス債権回収(株)	33:明治債権回収(株)	57:ペータウエス債権回収(株)	80:日拓トラスト債権回収(株)
11:オリックス債権回収(株)	34:ジェビーエヌ債権回収(株)	58:ニッポン債権回収(株)	81:(株)虎ノ門債権回収
12:(株)形債回収	35:(株)日興債権回収サービス	59:エム・エフ・ケー債権管理回収(株)	82:ジーエフ債権回収(株)
13:(株)アトリウム債権回収サービス	36:エス・シー・ジェイ債権回収(株)	60:エヌ・エス債権回収(株)	83:CMTB総合債権回収(株)
14:やまと債権管理回収(株)	37:中央債権回収(株)	61:ちば債権回収(株)	84:(株)一富士債権回収
15:ランドリースジャパン債権回収(株)	38:やまびこ債権回収(株)	62:東銀リース債権回収(株)	85:SMFG企業再生債権回収(株)
16:グローバル債権回収(株)	39:(株)ディーシー債権回収	63:新生債権回収(株)	86:中銀債権回収(株)
17:バンドンジャパン債権回収(株)	40:みずほ債権回収(株)	64:アストライ債権回収(株)	87:日本海債権回収(株)
18:シー・シー・シー債権回収(株)	41:エイ・アイ・ビー債権管理回収(株)	65:やしお債権回収(株)	88:せらら債権回収(株)
19:シーエム債権回収サービス(株)	42:東京ダイマート再生債権回収(株)	66:山陰債権回収(株)	
20:(株)山田債権回収管理総合事務所	43:りそな債権回収(株)	67:エイ・アイ・シー債権回収(株)	
21:ジャックス債権回収サービス(株)	44:アイ・ティ債権回収(株)	68:(株)ジーエフ債権回収	
22:あおぞら債権回収(株)	45:アドホック債権管理回収(株)	69:ウクレ債権回収(株)	
23:キャピタル・サービス債権回収(株)	46:保証協会債権回収(株)	70:アイ・エス・オー債権回収(株)	
24:(株)ロンバード債権回収	48:アミック債権回収サービス(株)	71:日本リバーパル債権回収(株)	

社名の前にある数字は営業許可番号を示しています。

法務省大臣官房司法法制部審査監督課
TEL 03-3580-4111 (代表)

法務省ホームページ <http://www.moj.go.jp/KANBOU/HOUSEI/chousa19.html>

お答えします

「更生保護」について

Q 「更生保護」とはどのような仕事ですか？

A 「更生保護」の内容には、主なものとして、仮釈放、刑務所や少年院に収容されている人が帰ることを予定している住居や引受人等の調整、保護観察、犯罪予防活動等があります。その中でも「保護観察」と「犯罪予防活動」が大きな柱となっています。

Q 「保護観察」について教えてください。

A 犯罪や非行をした人の中で、裁判所の決定により保護観察を受けることとされた人や、刑務所や少年院から仮釈放中の人たちに、生活を立て直して再犯を防ぐための一定の決まりごとを守るように指導監督する一方で、就職の援助や宿泊所の提供などの補導援助を行うことにより、社会の中で更生の促進を図るものです。

Q 「犯罪予防活動」とはどんな活動ですか？

A 犯罪や非行のない社会を実現するため、犯罪や非行をした人の更生支援の必要性について世論を啓発したり、社会環境を改善する活動です。毎年7月を強調月間として法務省の主導により「社会を明るくする運動」が行われ、各種広報活動のほか、犯罪・非行問題をテーマに取り上げた講演会や「ミニ集会」、親子体験活動やスポーツ教室など様々な活動が全国的に展開されています。



「法教育」を御存じですか？

法務省における取組みについて御紹介します

「法教育」とは、法律専門家でない人々を対象に、法、司法手続、司法制度やこれらに基づける価値に関する知識と技術を身につけてもらうための教育です。もともとは、アメリカの Law-Related Education の訳語として用いられるようになり、その後、日本の同種の教育全般を指す言葉になりました。

ポイント、法律専門家ではない一般の方が対象であること、法律の条文や制度を覚える知識型の教育ではなく、法やルールの背景にある価値観や司法制度の機能、意義を考える思考型の教育、というところにあります。そして、いったんこの考え方を身につけると、法や司法制度が理解できるだけでなく、日常生活の中でもその考え方を生かして建設的に問題解決できるようになることにも大きな特色があるとされています。

なぜ今、「法教育」が取り上げられているのですか？

今、政府では「あかれんが」で連載して紹介している裁判員制度の導入を始めとして司法制度改革やその他の様々な改革に取り組んでいます。これらの改革はいずれも、より自由かつ公正な社会を築くことを目指しているものです。このような社会では、国民の皆さんの自由な活動は保障されますが、皆さん自身が自らを守る手段を心得て自由な活動に備えることも求められます。また、平成21(2009)

年5月までには裁判員制度が実施され、国民の皆さんが刑事裁判に参加することも求められる時代になってきました。こうした時代の変化を受けて、国民の皆さんに、司法制度の仕組みや法の働きなどについて理解を深めてもらうことが重要です。必要になってきたため、こうした理解に役立つ法教育の重要性がクローズアップされてきています。



法教育シンポジウム ~未来を拓く法教育~

日時 平成16年11月21日(日)午後2時~午後5時(午後1時30分開場)
場所 浜離宮朝日ホール(地下鉄大江戸線築地市場駅から徒歩8分、日比谷線東銀座駅から徒歩8分)
主催 法務省 文部科学省
最高裁判所 日本弁護士連合会
後援 日本司法書士会連合会 日本経済団体連合会 主婦連合会 法科大学院協会 社団法人商事法務研究会 朝日新聞社

プログラム(内容は、一部変更されることがあります。)

第1部(午後2時~午後2時20分) 基調講演 佐藤幸治氏(近畿大学教授)

第2部(午後2時25分~午後3時35分)

(1) 報告~新しい法教育の取組み~
「契約って何だろう」
「裁判を考えてみよう」

教材例・指導例の作成に携わった中学校の先生からの教材のねらい、概要、作成過程等についての報告のほか、これら教材例・指導例を使用した模擬授業の様子を上映します。

(2) パネルディスカッション~新時代の法教育を考える~

コーディネーター 評論家 宮崎 哲弥
パネリスト エッセイスト 安藤 和津(京科大学大学院教授) 土井 真一(弁護士) 後藤 直樹(文部科学省初等中等教育局視学官) 大杉 昭英

法教育のねらい、今後の法教育の在り方などについて、有識者らによるパネルディスカッションを行います。

定員 300名
参加費 無料
お申込み方法

参加を希望される方は、次の事項を記載した書葉又はメールにて法務省大臣官房司法法制部司法法制課までお申し込み願います。なお、定員300名のため、申込先着順、定員となり次第締め切らせていただきます。

《お申込み期限》平成16年11月5日(金)はがきの場合は当日消印有効、メールの場合は11月5日24時受信箱まで有効です。)

《記載事項》住所、氏名、年齢、職業、電話番号

シンポジウムのお問い合わせ先
〒100-8977 東京都千代田区霞が関1-1-1
法務省大臣官房司法法制部司法法制課
TEL 03-3580-4111(内線2384) E-Mail housei06@moj.go.jp

PFI手法による刑務所の整備について

国と民間企業の協力による新しいタイプの刑務所の整備

刑務所に民間事業の資金、技術等を

国と民間企業の協力による施設運営

民間事業者の技術を用いて、刑務所業務の範囲を大幅に拡大

地域での新しい働き場が生まれる

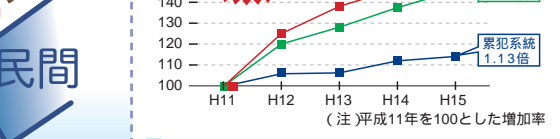
民間事業者の技術を積極的に活用

受刑者に対するきめ細やかな教育・指導

1000人規模の男女初犯刑務所

増加率の高い初犯受刑者の収容

【参考】過去5年間新人受刑者の増加傾向



受刑者の円滑な社会復帰(再犯率0を目指して)

【諸外国におけるPFI刑務所】



PFI手法により新しいタイプの刑務所をつくります

現在、法務省ではPFI手法を活用して新しいタイプの刑務所を建設する仕事を進めています。ここではまだあまり耳にしないPFIのことも説明しつつ、PFI手法を活用した刑務所整備について紹介します。

例え、これまで刑務官が行ってきた仕事であっても、民間事業者が行うことのできる仕事については積極的に民間業者に任せることを予定しています。このため、民間事業者が持つノウハウなどで仕事を効率良く行うことが期待できますし、新しい働き場が生まれるなど、地域経済の活性化にも貢献できると考えています。

PFIとは

Private Finance Initiative (PFI)とは、国や地方公共団体が学校や図書館などの公共施設の建設等を営む際に、自らが建物の設計、建設、運営を行うのではなく、民間事業者の資金、経営能力や技術的能力を活用して行う手法です。PFI手法による公共施設の整備は、1990年代初頭に英国で実施されて以来、現在では欧米諸国など多くの国で導入されています。

現在の進捗具合と今後の予定

法務省では、刑務所の建設地として、多数の誘致先の中から山口県美祿市を選定し、初めて

刑務所に収容される男女500名ずつ、合計1000名の収容規模の刑務所(美祿社会復帰促進センター(仮称))を建設することとしています。

ここでは、収容される受刑者が初めて刑務所に収容される人であるという点に着目して、色々な教育活動を重点的に行うことで受刑者が円滑に社会復帰できるようにしたいと考えています。今後は、このような法務省の考え方をよく理解し、また、それを実現する能力のある民間事業者と契約を結び、平成19年4月には、受刑者の収容を始めたことと考えています。そして、その後、第2号のPFI刑務所の整備に向けて取り組んでいく予定です。

PFI手法を活用した新しいタイプの刑務所の整備について、皆様の御理解と御協力を願います。

大塚明弘さん(51歳) 法務省大臣官房施設課(施設企画官・建築課長)

施設企画官ってどんな仕事？

施設企画官とは、建設費、労務費、維持費、運営費など、刑務所の建設・運営にかかる費用を概算し、予算を編成し、工事の発注や進捗管理を行う仕事です。

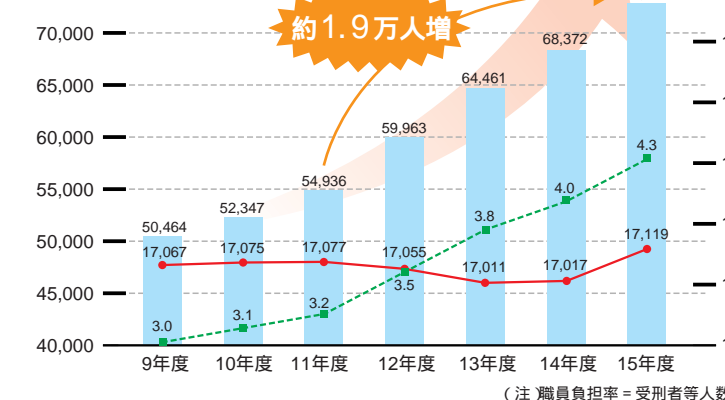
このコーナーでは、法務省の仕事に携わる人々を毎月一人ずつ紹介していきます。今回ご紹介するのは、施設企画官の大塚明弘さんです。

大塚さん、お久しぶりです。最後にメッセージをお願いします。

刑務所の庁舎については国民の皆様が気軽に利用できるデザインに、地域と共存、共生していくため、明るいデザインを取り入れるなど、常に国民の皆様への対応に努めていくつもりです。

過剰収容の現状

刑務所等1日平均収容人員の推移



このように、収容される受刑者が初めて刑務所に収容される人であるという点に着目して、色々な教育活動を重点的に行うことで受刑者が円滑に社会復帰できるようにしたいと考えています。今後は、このような法務省の考え方をよく理解し、また、それを実現する能力のある民間事業者と契約を結び、平成19年4月には、受刑者の収容を始めたことと考えています。そして、その後、第2号のPFI刑務所の整備に向けて取り組んでいく予定です。

PFI手法を活用した新しいタイプの刑務所の整備について、皆様の御理解と御協力を願います。

施設企画官

施設企画官ってどんな仕事？

施設企画官とは、建設費、労務費、維持費、運営費など、刑務所の建設・運営にかかる費用を概算し、予算を編成し、工事の発注や進捗管理を行う仕事です。

このコーナーでは、法務省の仕事に携わる人々を毎月一人ずつ紹介していきます。今回ご紹介するのは、施設企画官の大塚明弘さんです。

大塚さん、お久しぶりです。最後にメッセージをお願いします。

刑務所の庁舎については国民の皆様が気軽に利用できるデザインに、地域と共存、共生していくため、明るいデザインを取り入れるなど、常に国民の皆様への対応に努めていくつもりです。

法務省では、法教育について具体的にどのようなことをしているのですか？

法務省では平成15(2003)年7月から「法教育研究会」を開催し、文部科学省の協力を得ながら、法律専門家、教育関係者、有識者等様々な分野の方々を委員として、我が国における法教育の在り方の検討などを行っています。本年10月下旬には、これまでの検討結果を取りまとめた報告書を公表する予定です。

また、法教育の内容を具体化するために教材例も試験的に作成しており、これも同時期の公表を予定しています。

「それでもやっぱり法教育」って知ってほしいんですよ。そのためには、教材例も試験的に作成して、これも同時期の公表を予定しています。

法務省では、法律実務家の方々はもちろん、広く一般の方々にも、法教育とは何か、なぜ法教育が大切なのかを御理解いただくために、左記のとおりシンポジウムを開催いたします。皆様方の参加をお待ちしております。

法教育研究会に関する事項は、法務省ホームページ <http://www.moj.go.jp> (「トピックス」欄の「法教育研究会」をお選びください。)で御覧いただけます。

施設企画官

施設企画官ってどんな仕事？

施設企画官とは、建設費、労務費、維持費、運営費など、刑務所の建設・運営にかかる費用を概算し、予算を編成し、工事の発注や進捗管理を行う仕事です。

このコーナーでは、法務省の仕事に携わる人々を毎月一人ずつ紹介していきます。今回ご紹介するのは、施設企画官の大塚明弘さんです。

大塚さん、お久しぶりです。最後にメッセージをお願いします。

刑務所の庁舎については国民の皆様が気軽に利用できるデザインに、地域と共存、共生していくため、明るいデザインを取り入れるなど、常に国民の皆様への対応に努めていくつもりです。

ある刑務所の改築に際してのことです。別所にある特殊な施設なので、改築先立て、その図面や完成予想図、模型を使って地域の皆様と話し合ったり、説明したりして、改築の必要性を広く理解していただくことも、やがて施設が完成し、刑務所周辺の雰囲気も改築前より格段に明るくなるのを見て、本当に良かったと思えました。

「お、完成したよ。よかったよ。よかったよ。」

「はい、完成です。」

「お、完成したよ。よかったよ。よかったよ。」

「お、完成したよ。よかったよ。よかったよ。」

「はい、完成です。」

「お、完成したよ。よかったよ。よかったよ。」

「はい、完成です。」